

第11回 名寄市農業委員会総会（令和4年11月）会議録

日 時 令和4年11月29日（火）

午後1時23分 開始

午後1時53分 終了

開催場所 名寄市役所風連庁舎 3階 中会議室

日程表及び審査結果

| 日程 | 議案内容 | 議 件 名 | 件数 | 審査結果 |
|----|-------|-------------------------|----|------|
| 第1 | | 会議録署名委員の指名について | | |
| 第2 | 議案第1号 | 土地の現況証明願いについて | 3件 | 承認 |
| 第3 | 議案第2号 | 設定された権利の合意解約について | 3件 | 承認 |
| 第4 | 議案第3号 | 農用地利用集積計画の作成について | 6件 | 承認 |
| 第5 | 議案第4号 | 農地法第3条第1項の規定に係る許可申請について | 3件 | 承認 |
| 第6 | 議案第5号 | 農用地の買入れ協議に係る要請について | 2件 | 承認 |
| 第7 | 報告第1号 | 農地法第5条転用工事完了報告 | 2件 | 承認 |

第11回 名寄市農業委員会総会出席者名簿

| | | |
|----------|----------|-----------|
| 1番 菅原一徳 | 10番 安達啓治 | 19番 村中洋一 |
| 2番 新田司 | 11番 上手浩幸 | 20番 小田桐正彦 |
| 3番 藤野修一 | 12番 林秀典 | 21番 飯塚明夫 |
| 4番 清水康史 | 13番 沼田清憲 | 23番 南原政幸 |
| 6番 水間健詞 | 14番 武田修一 | 24番 鈴木英二 |
| 7番 飯村規峰 | 16番 住田美紀 | 26番 阿部貴代美 |
| 8番 菅野真記子 | 17番 横田浩二 | 27番 又村裕司 |
| 9番 村上清 | 18番 中村敏夫 | |

欠席 5番 高橋尚幹 15番 山上 瞳 22番 竹部裕二

25番 越 孝 則

第11回 名寄市農業委員会定例総会 会議録

日 時 令和4年11月29日（火）午後1時23分

会 場 名寄市役所風連庁舎 3階 中会議室

事務局長： 委員の皆様には大変お忙しいなか、お集まりいただきましてありがとうございます。
それでは令和4年第11回農業委員会総会の開催にあたりまして、沼田会長からご挨拶を
いただき、その後の議事進行についても、よろしく願いいたします。

議 長： 本日は何かとお忙しいなか、総会にご出席いただきまして大変ありがとうございます。
それでは、令和4年第11回の名寄市農業委員会総会を開会いたします。
本日は5番 高橋委員、15番 山上委員、22番 竹部委員、25番 越委員の4名から欠
席報告を受けており、委員定数27名中、委員23名の出席です。農業委員会等に関する
法律第27条第3項 在任委員の過半の出席となっていますので、総会は成立することを宣
言いたします。

議 長： **日程第1、「会議録署名委員の指名について」**を議題に供します。会議録署名委員は、8番
菅野委員、9番 村上委員の両名を指名することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長： 異議なしと認めます。よって会議録署名委員は、菅野委員、村上委員に決定いたしました。

議 長： **日程第2、議案第1号「土地の現況証明願いについて」**を議題に供します。
番号23番について、事務局の説明を求めます。

事務局：（議案第1号 番号23番を読み上げ説明する。）

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

鈴木委員： はい。

議 長： 鈴木委員。

鈴木委員： 24番 鈴木です。現況証明について説明します。所在については地図の5ページになりま
す。27番の左下に申請の場所がありますが、現地を確認したところ住宅地となっており、
非農地であることを確認してきました。私と村中委員、山上委員で現地を確認してきてい
ます。

議 長： ただいま、鈴木委員より意見がありました。
番号23番について、原案のとおり証明することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号23番は原案のとおり証明することに決定いたしました。続いて番号24番、25番について、事務局の説明を求めます。

事務局：(議案第1号 番号24番25番を読み上げ説明する。)

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

水間委員： はい。

議 長： 水間委員。

水間委員： 6番 水間です。番号24番、25番について説明します。まず24番ですが、場所は地図の7ページです。宗谷線を名寄駅から北に向かっていくと名寄川がありますが、その名寄川を渡って左手に曲がった宗谷線の西側にある土地になります。この土地については、〇〇〇さんがあっせんの申し出をするにあたり、登記上の地番と実際の状況が一致していなかったことで分筆登記したものです。現在は機械が通れる程度の作業道になっているなど、農地ではないことを確認しています。私は11月20日に、別日に中村委員、高橋委員が確認しています。

次に25番ですが、場所が同じく日進の宗谷線の日進停留所から200mくらい北東にある土地です。この土地は、住んでいた方が引っ越しまして、隣地の〇〇さんが管理をしていたんですが、高齢のため管理しきれなくなり、現在は農地ではないという判断をしています。私が26日、別日に中村委員と高橋委員が確認しています。

議 長： ただいま、水間委員より意見がありました。
番号24番、25番について原案のとおり証明することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 意思なしと認めます。よって番号24番、25番は原案のとおり証明することに決定いたしました。

議 長： 日程第3、議案第2号「設定された権利の合意解約について」を議題に供します。
番号10番から12番までを一括して、事務局の説明を求めます。

事務局：(議案第2号 番号10番から12番を読み上げ説明する。)

議 長： 説明が終わりました。
番号10番から12番について、承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号10番から12番について承認することに決定いたしました。

議 長： 日程第4、議案第3号「農用地利用集積計画の作成について」を議題に供します。
はじめに、売買の審査を行います。番号17番について事務局の説明を求めます。

事務局：(議案第3号 番号17番を読み上げ説明する。)

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はございませんか。

水間委員： はい。

議 長： 水間委員。

水間委員： 6番 水間です。番号17番について説明します。これは先ほどの議案にありました〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんのあっせんです。以前から〇〇〇〇さんが賃貸をしていましたが、売主から売りたいということで地域での利用調整を図っていました。10月31日にあっせん委員会を開催し、反当り18万円で双方合意のうえ、あっせんが成立しています。

議 長： ただいま、番号17番について水間委員より意見がありました。
ほかにご意見はありますか。

議 長： ご意見がないようですので、番号17番について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号17番は原案のとおり決定いたしました。
続いて番号18番は、私からの意見がありますので、席移動のため暫時休憩いたします。
(13:34)

議 長： 再開いたします。(13:34)
番号18番について、事務局の説明を求めます。

事務局：(議案第3号 番号18番を読み上げ説明する。)

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

沼田委員： はい。

議 長： 沼田委員。

沼田委員： 13番 沼田です。番号18番について説明いたします。まず地図の8ページをご覧ください。真ん中の下のほうにマーカーで29線と書かれている場所がありますが、その“20”の道路を挟んだ西側がこの土地の所在になります。〇〇さんは少し面積を減らしたいということで、隣接地の〇〇〇〇さんと両者合意のもとあっせんが成立しています。このあっせんは11月4日午前、当庁舎におきまして私、菅原委員、新田委員と事務局4名において行われました。反当りの単価は、ここは泥炭地ということもあり16万円で両者合意のものとなっせんとなっています。

議 長： ただいま、番号18番について沼田委員より意見がありました。
ほかにご意見はありませんか。

議 長： ご意見がないようですので、番号18番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号18番は、原案のとおり決定いたしました。
沼田会長、席移動のため暫時休憩します。(13:36)

議 長： それでは再開いたします。(13:37)
続いて、番号19番から21番までを一括して、事務局の説明を求めます。

事務局：(議案第3号 番号19番から21番を読み上げ説明する。)

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

住田委員： はい。

議 長： 住田委員。

住田委員： 16番 住田です。番号19番、20番、21番について説明いたします。あっせんは、11月4日午後3時より武田委員、林委員と私、事務局立会いのもと行われました。19番の所在は、道道下川風連線の27線、緑町公園の西側が〇〇さんの住宅ですけれども、その西隣が〇〇さんの宅地で358番地と360番地が宅地周りの土地になります。田は畦畔がなく、暗渠整備もされていないことから反当り7万円、畑は反当り1万円。宅地の北側の359番地の田は4枚ですが、宅地側の2枚が近年の暗渠整備が足りていないことを考慮し、案分して反当り17万円と設定し、〇〇さんより買受希望の申し出があり、両者合意によりあっせんが成立しています。20番の土地は19番の土地の西側で、周りを耕作している〇〇〇〇〇〇〇〇さんの申し出があり、反当り19万円と両者合意によりあっせんが成立しています。続きまして21番ですけれども、〇〇さんから通い地処分の申し出があった28線東8号の北西にある土地です。道路向かいを耕作している〇〇〇〇〇〇〇〇さんの申し出により両者合意のうへ反当り20万円で、あっせんが成立しています。いずれも問題ない案件と思いますけれども、審議のほどよろしく願いいたします。

議 長： ただいま、番号19番から21番について、住田委員より意見がありました。
ほかにご意見はありませんか。

議 長： ご意見がないようですので、番号19番から21番について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号19番から21番は、原案のとおり決定いたしました。

議 長： 続きまして、**賃貸借**の審査を行います。
番号12番について、事務局の説明を求めます。

事務局：（議案第3号 番号12番を読み上げ説明する。）

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はございませんか。

武田委員： はい。

議 長： 武田委員。

武田委員： 14番 武田です。12番について説明します。まず所在につきましては、東風連の25線と26線との間の8号道路の東側になります。〇〇〇さんにつきましては、今年の春先から体調を崩され、今年については地域でそばを作付けして協力してきたところですが、その後また体調を崩されて、現段階では本人の意思確認ができないような状況ということで娘さんに相談しました。娘さんについては売買を希望していましたが、〇〇〇さんの名義ということで売買はできないことから、来年については1年間の賃貸とし、隣地を耕作している〇〇〇さんに引き受けていただきました。賃貸料についても反当り5千円ということで、若干安くなっていますが、水田の状況等も考えて決定させていただきました。問題のない案件だと思いますけれども、よろしくご審議お願いいたします。

議 長： ただいま、番号12番について武田委員より意見がありました。
ほかにご意見はありますか。

議 長： ご意見がないようですので、番号12番について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長： 異議なしと認めます。よって番号12番は原案のとおり決定いたしました。

議 長： **日程第5、議案第4号「農地法第3条第1項の規定に係る許可申請について」**を議題に供します。
番号13番の審査は、阿部委員が農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当しますので、本件終了まで退席を願います。暫時休憩します。（13：44）

議 長： 再開します。（13：44）
それでは**番号13番**の審査を行います。事務局の説明を求めます。

事務局：（議案第4号 番号13番を読み上げ説明する。）

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はありますか。

清水委員： はい。

議 長： 清水委員。

清水委員： 4番 清水です。番号13番について説明します。〇〇〇さんが持っていた農地なんですが、体調不良を理由に手放すということで、近隣を耕作している〇〇〇さんをお願いしました。何ら問題ない案件かと思います。

議 長： ただいま、清水委員より意見がありました。
ほかにご意見はありませんか。

議 長： ご意見がないようですので、番号13番について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長： 異議なしと認めます。よって番号13番は原案のとおり決定いたしました。
暫時休憩します。（13：45）

議 長： それでは再開いたします。（13：46）
次に、**番号14番**の審査を行います。事務局の説明を求めます。

事務局：（議案第3号 番号14番を読み上げ説明する。）

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はございませんか。

清水委員： はい。

議 長： 清水委員。

清水委員： 4番 清水です。番号14番について説明します。〇〇さんも以前より耕作していた農地を、体調不良や年齢等の問題もあり手放したいという相談がありました。近隣で以前水田も購入していただいている〇〇〇さんに申し立てたところ、承諾していただいたので今回の3条による申請となっています。何ら問題ない案件かと思います。

議 長： ただいま、清水委員より意見がありました。
ほかにご意見はありませんか。

議 長： ご意見がないようですので、番号14番について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長： 異議なしと認めます。よって番号14番は原案のとおり決定いたしました。
続いて、**番号15番**の審査を行います。事務局の説明を求めます。

事務局：（議案第3号 番号15番を読み上げ説明する。）

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はありますか。

安達委員： はい。

議 長： 安達委員。

安達委員： 10番 安達です。番号15番について説明します。地図では8ページになりますが、東風連の道道から望湖台線を山に向かって一つ目のカーブの手前です。道道が10号ですが、それより11線に向かって名寄側に入ったところになります。今回は、〇〇さんの相続農地の処分ということですが、〇〇さんと〇〇さんは親戚関係にもあたり隣接ということで、双方協議に基づく売買ということで問題のない案件と思いますが、皆さんの審議をよろしくお願いします。

議 長： ただいま、安達委員より意見がありました。
ほかにご意見はありませんか。

議 長： ご意見がないようですので、番号15番について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号15番は原案のとおり決定いたしました。

議 長： **日程第6、議案第5号「農用地の買入れ協議に係る要請について」**を議題に供します。
番号1番、2番の審査を行います。事務局の説明を求めます。

事務局： (議案第5号 番号1番、2番を読み上げ説明する。)

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はございませんか。

議 長： ご意見がないようですので、番号1番、2番について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号1番、2番は原案のとおり決定いたしました。

議 長： **日程第7、報告第1号「農地法第5条転用工事完了報告」**を議題に供します。
村中代理席移動のため、暫時休憩します。(13:50)

議 長： 再開します。(13:51)
番号3番について、村中委員より報告をお願いします。

村中委員： 19番 村中です。今回の報告ですけれども、〇〇さんが代表を務める〇〇〇〇〇〇〇〇が、バンカーサイロ等を作るということで転用許可が下りた案件です。9月下旬には業者から引き渡しがありまして、その後デントコーンのサイレージの使用をしていることを確認してきました。

議 長： 番号3番について報告がありました。
次の**番号4番**は、私からの報告となりますので席移動のため暫時休憩いたします。
(13:53)

議 長： 再開します。(13:53)
番号4番について、沼田委員より報告をお願いします。

沼田委員： 番号4番について説明します。11月20日に現地を確認してきました。〇〇〇〇さんから転用の申請がありました乾燥施設の建設について、立派な施設ができていましたので、報告いたします。

議 長： 番号4番について報告がありました。沼田会長席移動のため暫時休憩します。(13:53)

議 長： それでは再開いたします。(13:53)
日程第7、報告第1号を終わります。

議 長： 以上で提案しました議案審議は終了しました。
その他、みなさんから何かございますか。

特に無いようですので、以上で第11回名寄市農業委員会総会を閉会いたします。
(午後1時53分 閉会)

【公告：令和4年11月29日 番号111番】

会 長 _____

署 名 委 員 _____

署 名 委 員 _____